

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：女性保護費 目：女性保護費

事業名 DV被害者等の緊急一時保護事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 家庭支援係 電話番号:058-272-1111 (内 2638)

E-mail: c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,779 千円 (前年度予算額: 3,735 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,735	0	0	0	0	0	0	0	3,735
要求額	3,779	0	0	0	0	0	0	0	3,779
決定額	3,779	0	0	0	0	0	0	0	3,779

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県内のDV被害相談件数は、令和元年度3,489件で、5年前(平成27年度3,346件)と比べ増加している。また、県内の保護施設において、DVを理由とする入所の割合が8割程度である。
- ・福祉事務所等が深夜等に被害女性から緊急保護を依頼された場合、保護の依頼を受けた場所によっては、一時保護所までかなりの移送時間を要し、精神的衰弱が著しいDV被害者にかかる負担が大きい。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(平成20年1月施行)により、配偶者暴力相談支援センターの業務として、緊急時の安全確保が規定された。

(2) 事業内容

- ・DV等を理由に、緊急保護を求める女性とその同伴児(者)を、遠隔地、深夜等の理由で女性相談センターへ移送することが困難である場合に、福祉事務所長の判断で、翌日等に女性相談センターの一時保護所等へ移送するまでの間、地域の委託施設(16施設)で緊急一時保護を行います。

- ・男性被害者が保護を求めた場合、地域の委託施設（7施設）で緊急一時保護を行います。
- ・緊急一時保護委託施設では、宿泊場所の提供（原則2日以内）の他、必要に応じ、食事、入浴及び被服等の提供を行います。

（3）県負担・補助率の考え方

- ・県 10/10

（4）類似事業の有無

- ・委託一時保護事業（国補助事業）

緊急一時保護事業は、DV被害者だけでなく生活困窮者等も対象とする。また、宿所、食事の提供等生活をするための最低限のサービスのみ提供し、期間も原則2日以内としており、自立支援に向けた指導、援助についても委託し、期間を2週間程度とする委託一時保護事業とは異なる。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	588	業務旅費、研修旅費
消耗品費	30	ファイル、コピー代
燃料費	13	公用車ガソリン代（飛騨）
会議費	2	お茶代
給食費	7	食事代
役務費	435	電話代、郵送代、健康診断料、被害者等移送費（切符代等）
委託料	2,536	緊急一時保護委託料
使用料	148	高速利用料
負担金	20	研修参加負担金
合計	3,779	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）

（2）国・他県の状況

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

保護を必要とする女性とその同伴児者について、身近な委託施設において緊急一時保護を実施することにより、迅速に安全の確保を図ります。

また、男性DV被害者からの相談も、毎年十数件あることから、緊急一時保護先を確保し、緊急時に備えます。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
緊急一時保護実施機関（市を含む）	0 (H12)	30 (H30)	30 (R1)	30 (R2)	30 (R3)	100%
緊急一時保護委託施設	0 (H12)	16 (H30)	16 (R1)	16 (R2)	16 (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

令和元年度保護件数 44件（平成27年度37件、平成28年度68件、平成29年度43件、平成30年度29件）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

保護を求めた女性やその同伴児者について、県内で1か所の女性相談センター一時保護所まで移送するの比べ、保護の依頼があった地域の福祉事務所が、身近な委託施設において早期に保護を実施することで、移送による精神的負担を軽減し、迅速に安全の確保を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価)	保護を求めるDV被害女性等について、県内のどの地域であっても、また、夜間等であっても、迅速に保護し早期に安全を確保するために、当事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	過去3年間の実績（平成29年度43件、平成30年度29件、令和元年度44件）からも、事業の必要性は明らかであり、各地域において、保護を求める女性の迅速な安全の確保が図れたことから、事業の成果はあがっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価)	保護の実施は各地域の福祉事務所が実施主体となるが、委託施設との契約や委託費の支払い事務は県庁子ども家庭課・女性相談センターに集約することで、効率化を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となっている市町村について、センターの設置が進んでいない。今後、市町村におけるセンターの設置、DV地域協議会の設置を推進することで、DV被害者の支援や保護が、住民に身近な市町村において主体的に実施されるよう働きかけていく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>引き続き、当事業の実施により、DV被害女性等の迅速な保護を図る。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	